

博士課程学生に対する特に優れた業績による奨学金返還免除の取扱いに係る Q & A

Q 1 令和5年度以降に第一種奨学生として採用された学生は、奨学金の貸与を受けながら、「大学フェローシップ創設事業」又は「次世代研究者挑戦的研究プログラム」（以下、「フェローシップ事業等」という。）の支援を重複して受けることはできないのですか。

A 1 第一種奨学金の貸与と重複してフェローシップ事業等の支援を受けることは可能です。ただし、この場合は優れた業績を挙げた場合であっても、特に優れた業績による返還免除（以下、「業績免除」という。）の認定は受けられないため、業績免除の申請・推薦はできません。

Q 2 令和4年度までに第一種奨学生として採用された学生が、令和5年度にフェローシップ事業等の支援を受けることになりました。この場合、業績免除の申請・推薦は可能ですか。

A 2 フェローシップ事業等と業績免除を併せて利用することができないのは、令和5年度以降に第一種奨学生として採用された者となりますので、令和4年度までに第一種奨学生として採用された学生は、フェローシップ事業等の支援を受けている場合でも業績免除の申請・推薦は可能です。

Q 3 令和5年度に第一種奨学生として採用された学生が令和6年度からフェローシップ事業等の支援を受けることになりました。これらの支援が始まる前に第一種奨学金を辞退しましたが、この場合、業績免除の申請・推薦はできますか。

A 3 博士課程在学中にフェローシップ事業等の支援を受けた場合は、これらの事業の支援期間と第一種奨学金の貸与期間が重複していない場合であっても、業績免除の認定は受けられません。したがって、フェローシップ事業等の支援を受ける前に第一種奨学金を辞退した場合でも業績免除の申請・推薦はできません。

Q 4 フェローシップ事業等の支援を受けていましたが、令和4年度までにこれらの支援が終了した学生がいます。この学生が、令和5年度に第一種奨学生に採用された場合、業績免除の申請・推薦はできますか。

A 4 博士課程在学中にフェローシップ事業等の支援を受けた場合は、これらの事業の支援期間と第一種奨学金の貸与期間が重複していない場合であっても、業績免除の認定は受

けられません。したがって、第一種奨学金の貸与を受ける前にフェロシップ事業等の支援が終了した場合でも業績免除の申請・推薦はできません。

Q 5 令和3年度に一貫制博士課程に進学し、第一種奨学生として採用された学生がいます。博士後期課程相当への進級は令和5年度になりますが、後期課程相当でフェロシップ事業等の支援を受けた場合、業績免除の申請・推薦はできますか。

A 5 令和4年度以前に一貫制博士課程で採用された第一種奨学生であれば、博士後期課程相当への進級が令和5年度以降で、当該後期課程相当においてフェロシップ事業等の支援を受けた場合であっても、業績免除の申請・推薦は可能です。

Q 6 博士課程返還免除内定者となっている学生がいます。令和4年度以前に第一種奨学生として採用されましたが、令和5年度からフェロシップ事業等の支援を受けることになりました。業績免除の申請・推薦はできますか。

A 6 令和4年度以前に第一種奨学生として採用された学生は、フェロシップ事業等の支援を受けている場合でも、業績免除の申請・推薦は可能です。